

◎新潟県告示第837号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、同法第53条第1項第6号、同法第56条第1項第1号及び同法第56条第1項第2号ニの規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限を次のとおり定める。

なお、関係図書は新潟県土木部都市局建築住宅課及び胎内市に備え置いて縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 指定する区域

胎内市

塩沢、東牧、下江端、黒川、切田及び蔵王の全部

平木田の一部

近江新の一部

下館の一部

2 定める数値

(1) 法第52条第1項第6号の規定に基づく数値

10分の20

(2) 法第53条第1項第6号の規定に基づく数値

10分の7

(3) 法第56条第1項第1号の規定に基づく法別表第3（に）欄5の項の数値

1.5

(4) 法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値

2.5